

「NupMep診療看護師奨学金」応募要項

1. 制度の名称

NupMep診療看護師奨学金

2. 制度の目的

本制度は、経済的な事情を理由に診療看護師を目指すことを断念する学生を減らすことを目的とし、学修に係る費用負担の軽減を通じて、将来の質の高い医療に資する人材の育成を支援するものです。あわせて、診療看護師を志す明確な意思と、その実現に向けた計画性を重視します。

3. 給付内容および給付方法

本制度は給付型であり、返還義務はございません。
給付額は一人当たり10万円から50万円の範囲で、選考結果により決定されます。支給期間は単年度のみで、更新はありません。支給時期は2026年5月を予定しております。支給方法につきましては、指定口座への一括振込となります。

4. 奨学金の使途

本奨学金は、診療看護師になるための学習に直接又は密接に関連する費用に充当することができます。

【対象となる費用の例】

- 授業料、入学金、検定料
- 教科書、専門書、ソフトウェア
- 研修、学会、実習に伴う受講料及び旅費交通費
- 研究、課題制作に関わる消耗品
- インターネット回線、デバイス等、学修に不可欠な通信・機器費用

なお、日常の生活費、嗜好品、娯楽費、資産形成を目的とした支出等は対象外とします。
受給者は、使途を確認できる領収書等を保管し、求めに応じて提示していただきますのでご注意ください。

5. 募集人数

1～3名(予定)

6. 応募資格

応募資格を有するのは、次の要件をすべて満たす者となります。

(1)対象者

次のいずれかに該当する者

- ・進学予定者:看護師等として就業中で、日本国内の診療看護師(NP)養成課程(専門職大学院等)への進学予定のある者(※入学試験の選考途中の方は個別にご相談ください)
- ・在学者:日本国内の診療看護師(NP)養成課程に在籍している者

(2)学修・活動期間

活動期間(2026年4月1日～2027年3月31日)において、在学または進学準備(出願準備、必要科目の履修、実習・研究準備、資金計画の策定等)を継続できる者

(3)志望動機・学修計画

診療看護師を志望する動機が明確で、日本の医療への貢献意思と具体的な学修計画を示すことができる者

(4)その他の要件

- ・日本国内に居住していること
- ・反社会的勢力との関与がないこと

7. 他奨学金との併給

他の奨学金との併給は可能とする。

8. 応募方法と期日

オンラインフォームからの申込と応募書類送付の2つの手続きが必要となりますのでご注意ください。

(1)オンラインフォームからの申込(基本情報登録)

下記の申込フォームへアクセスの上、必要事項を記入し送信してください。規定様式の応募書類一式は、オンラインフォームに入力いただいたメールアドレス宛てに送付いたします。

<https://forms.gle/rRFQz9A3cDbzHy6x9>

(2) 応募書類の送付

オンライン申込完了後、以下の書類を診療看護師等医療従事者育成支援協会 事務局 宛てに送付ください。応募書類に不備がある場合は選考対象外となりますのでご注意ください。なお、応募書類は返却しません。

◆ 応募書類

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 奨学金志望理由書(様式第2号、1,000～1,200字目安)
- ③ 在学証明書・入学許可書(原本、コピー不可)
- ④ 推薦書(様式第3号、指導教員または実習指導者、就業先上長等が記入)

◆ 送付先

オンラインフォームにて応募いただいた方へのご連絡にて共有いたします。

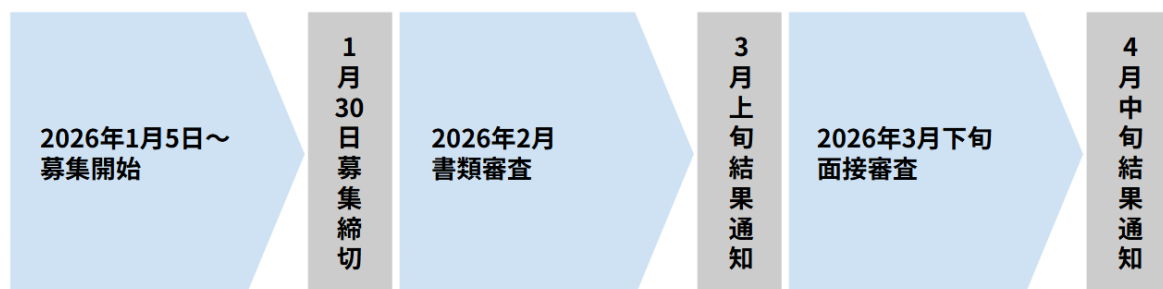
(3) 期日

オンラインフォームからの申込は **2026年1月21日(金)** 締切、応募書類の送付は **2026年1月30日(金)** 締切とします(応募書類の送付は当日消印有効)。

9. 選考方法とスケジュール

書類審査と面接審査を経て内定者を選考の上、2026年4月の当財団理事会にて最終決定します。書類審査結果(3月上旬)、面接審査結果(4月中旬)は、本人に通知します。

なお、面接審査はオンラインでの実施を予定しています。面接審査の結果、補欠合格の場合はその旨を通知し、繰り上げ合格の場合は2026年4月下旬までに連絡します。



10. 奨学生の義務・条件

- ・使途管理：領収書等の証憑保管（原則5年）、求めに応じて提出
- ・中間報告：2026年10月末までに進捗報告（様式有）
- ・最終報告：2027年4月30日までに活動・成果報告（要約公開可）
- ・広報協力：インタビュー・顔写真・活動写真等の掲載に協力（個人情報配慮の範囲内）
- ・変更届出：休学・退学・長期実習等で計画変更が生じる場合は速やかに届出

11. 注意事項

（1）奨学金の停止および回復

当財団は、奨学生が休学した場合、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止することができます。奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで回復を願い出たときは、当財団での協議により給付を再開することができます。

（2）奨学金の廃止

以下の場合には給付を廃止します。

- ① 在学する学校で処分を受け学籍を失った場合
- ② 学業成績を理由として留年した場合
- ③ 傷病等により修学が困難になった場合
- ④ 当財団が求める書類等の提出が期日までにない場合
- ⑤ 奨学金を必要としない理由が生じた場合
- ⑥ 奨学生として虚偽の報告を行った場合
- ⑦ 著しい素行不良により学業に徹していない場

12. 個人情報の取扱い

奨学金受給を志願する方は、各種書類の提出をもって、当財団の奨学金規程およびプライバシーポリシーに同意したものとします。

※個人情報保護に関する法令の趣旨等を踏まえ、個人情報の管理には徹底を図り十分注意いたします。

※当財団のプライバシーポリシーはホームページに掲載しています。

<https://nupmep.jp/data/media/nupmep/page/contact/privacy.pdf>

13. その他

本要項に定めのない事項は、一般財団法人 診療看護師等医療従事者育成支援協会の定めるところによります。

また、天災等やむを得ない事情により、募集・選考・支給方法を変更する場合があります。

14. 問い合わせ先

一般財団法人 診療看護師等医療従事者育成支援協会
NupMep診療看護師奨学金事務局
Mail: info@nupmep.jp

以上